

Title	アジア・太平洋戦争期新聞メディアにおける皇族表象 ：『朝日新聞』の図像を中心に
Author(s)	茂木, 謙之介
Citation	文化/批評. 2012, 4, p. 130-152
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/75776">https://hdl.handle.net/11094/75776</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## アジア・太平洋戦争期新聞メディアにおける皇族表象 ——『朝日新聞』の図像を中心に——

茂木謙之介

### はじめに

本稿の目的はアジア・太平洋戦争期（1941年12月～1945年8月）の新聞報道における皇族図像の検討から、中央メディアが当該時期に皇族をめぐる表象を如何に日々人びとに提示していたのかを考察するとともに、当該時期の天皇図像の検討を行った川村邦光『越境する近代1 聖戦のイコノグラフィ 天皇と兵士・戦死者の図像・表象』（青弓社、2007）の枠組みを再検討するところにある。

近代天皇制の問題は近代日本について考察を試みる際に不可避のテーマであると同時に、近年メディアを賑わせた皇位継承問題・女性天皇論争にも明らかであるように、現代までにも射程を持つ問題系である。戦後直後の丸山真男らの著作に代表されるように、近代天皇制に係わる研究は様々の〈大きな物語〉を形成してきたとすることが出来よう。

近年の天皇制研究の動向の中で本稿が特に注目するのは天皇崇敬研究と所謂〈視覚的支配〉の研究潮流である。前者は昭和戦前・戦中期における天皇の神格化を巡る議論であり、政治史・軍事史的観点からの検討<sup>1)</sup>や宗教研究の見地からの研究<sup>2)</sup>を挙げることが出来る。また、後者については山田朗がまとめるように、「錦絵」や「菊花紋章」、「御真影」、「巡幸」、「儀式」等を民衆支配のツールとして天皇を可視化することで権威の喧伝と民衆の支配を行ったとするものであり<sup>3)</sup>、歴史学における天皇制研究の新たな潮流として認知されている<sup>4)</sup>。

これらの研究について共通した視座として、いわば国民から崇敬され、国民を支配する天皇と、天皇を崇敬し支配される国民という、〈天皇—国民〉の二極構造で捉えているということが挙げられ、ここからは近代天皇制の持つ多様な側面が看過されがちになることが指摘できる。筆者はこの問題について当該時期において〈天皇の藩屏〉と位置づけられた皇族の表象に着目し、検討を行ってきた<sup>5)</sup>。本稿では特に前掲の天皇崇敬及び視覚的支配の両研究潮流と回路を持つ研究として川村邦光『聖戦のイコノグラフィ』（以下「川村書」と表記）に着目し、アジア・太平洋戦争期の『朝日新聞』における図像を検討した同書のアプローチを踏襲して、当該期の同新聞における皇族の図像を検討することで、当該時期の皇族表象の様相を明らかにするとともに、翻って同書の提示する戦中期の天皇図像の枠組みの再検討を試みる。

具体的な本稿における検討の対象としては当該期の『朝日新聞』<sup>6)</sup>における高松宮宣仁親王<sup>7)</sup>及び三笠宮崇仁親王<sup>8)</sup>に言及した記事のうち、図像を伴うものとした。この対象を選定した理由として以下の三点が挙げられる。第一点は後藤致人や小田部雄次が指摘するように<sup>9)</sup>、当該時期の皇室内において直宮<sup>10)</sup>が非常に高いプライオリティを持っていたことである。皇室内の会議等では成人した昭和天皇の弟宮(=直宮)たちが発言力・影響力を高め、いわば彼らを皇族の代表格として看做すことができ、検討対象としてふさわしいものと言える。第二点として、本来昭和天皇の弟宮としては最も年長の大正天皇第二皇子・秩父宮雍仁親王を除外し、その弟たちにあたる高松宮及び三笠宮を扱うのは、1940年に生じた秩父宮の結核発症と沼津への転地療養に伴って、高松宮に親王筆頭が移動していることによる。このことは当該期の『朝日新聞』における記事数が、高松宮が243件、三笠宮が135件なのに対し、秩父宮が71件と少なく、その報道についても名前が出るだけのものが多いことから読み取れよう。そして第三点としては、他の皇族と比して直宮の圧倒的な記事数が指摘できる。たとえば1909年生まれで高松宮と4歳差の竹田宮恒徳王<sup>11)</sup>の当該期における新聞記事は52件と、当該期の秩父宮の記事数よりも少ない。即ち記事数から言っても天皇に血筋の近い直宮がよりメディアにおける露出が多く、検討対象として適しているということが出来る。

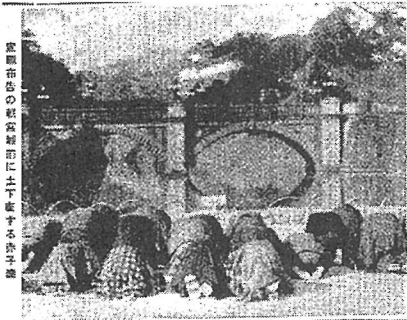
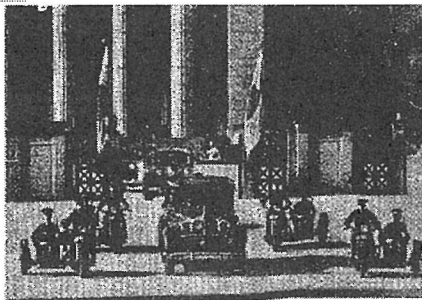


図1. 不可視の天皇 (1)  
〔『朝日新聞東京本社版』1941年12月9日〕

具体的な図像検討の方法としては、朝日新聞データベース「聞蔵IIビジュアル」<sup>12)</sup>を参照し、【皇室】【帝室】【皇族】【直宮】【宮さま】【宮様】【高松宮】【宣仁】【三笠宮】【崇仁】【澄宮】を検索語として、該当した記事のうち、実際にその皇族について言及された記事を抽出して分類後、図像について川村書の提示した枠



幸遷りよ式院淵簿由

図2. 不可視の天皇像 (2)  
〔『朝日新聞』1944年12月27日〕

組みと比較考察し、同書を再検討するとともに、皇族表象の特異性について考察する。

ここで、簡単に川村書において論じられたアジア・太平洋戦争期の天皇図像の特徴とその類型についてまとめておきたい。

同書ではまず天皇図像の特質として、(1) すべて第1面に掲載されていること、(2) すべて軍服で写されていること<sup>13)</sup>、(3) 「偉大さや壮大さを誇張して表現する」ローアングルであること、(4) 余白を大きく取り、その姿を際立たせていること、(5) 遠景での撮影が為され至高性が強調されていること、(5) 戦争の深刻化につれて図像が減じることが挙げられている。

また、同書では天皇図像の類型としては以下の4パターンを挙げている<sup>14)</sup>。

①第1パターンは「姿の隠れた不可視の天皇像」である。同書に拠れば車や宮城で天皇の姿を秘匿することにより、神聖性・不可侵性を徹底して強調して表象する図像であり、姿を現さずに籠っていることは、聖なる力を蓄

えて、やがて発現させることを予期させると位置づけられている。この図像のパターンとしては『朝日新聞東京本社版』1941年12月9日夕刊の土下座する人びとの奥に宮城を配置した〈図1〉や1944年12月27日朝刊の議会視察からの宮城に帰還する車列を写した〈図2〉などが挙げられる。

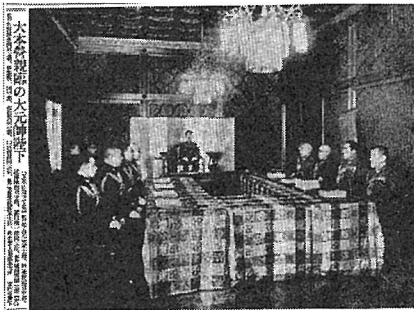


図4. 上半身のみの天皇(2)  
〔『朝日新聞』1943年4月29日〕

〈図3〉、1943年4月29日朝刊の大本営会議に出席した天皇を写した〈図4〉などを挙げることができる。

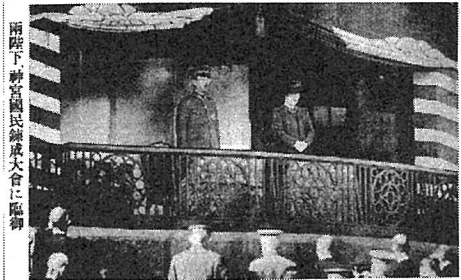


図3. 上半身のみの天皇(1)  
〔『朝日新聞東京本社版』1942年11月3日〕

②第2パターンは「下半身を写さない上半身だけの天皇像」である。これは足の見えない壇上の天皇や御真影のような上半身の天皇の図像であり、所謂〈御真影〉がその代表格として位置づけられる。川村に拠れば下半身を隠すことによって神聖性を表象し威厳をことさらに強調するものとされている。このパターンとしては1942年11月3日夕刊の国民練成大会に臨御した天皇皇后をローアングルで撮影した

③第三パターンは「地上に足を着けていない馬上の天皇の全身像」とされている。これは謂わば天皇の騎馬像であり、地上に降臨しつつも、地面に足を着けずに穢れを忌避して神聖性を表象し、現人神の顕現を告知させるものと指摘されている。川村はこの図像のパターンについて天皇の身体を他の光景から浮き彫りにして際立たせる白馬の神々しい勇姿と軍服姿であると位置づける。この典型例としては1942年2月19日夕刊の二重橋から会釈を送るよく知られた図像〈図5〉が挙げられる。

④第四パターンは「地上に足を着けて歩く、あるいは立つ天皇の全身像」である。これは地上に降臨した天皇像であり「皇恩」をあまねく臣民に施している図像であると位置づけられているものの、一方で不安定な構図になりがちであり、無様さを喚起し神聖性・不

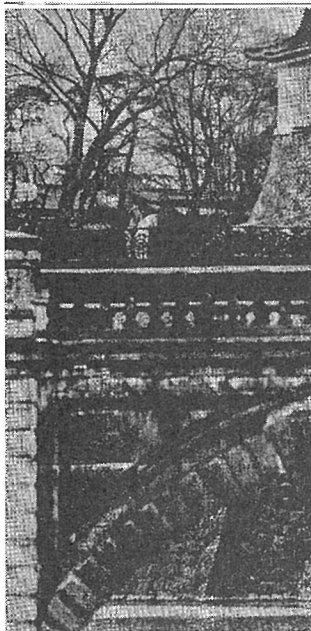


図5. 馬上の天皇像  
 (『朝日新聞東京本社版』1942年2月19日)

可侵性を損なう恐れをも同時に併せ持つことが

指摘されている。この例としては1942年12月14日朝刊の伊勢神宮への参拝後の天皇を写した〈図6〉、1944年1月1日朝刊に掲載された全身像〈図7〉などが挙げられる。

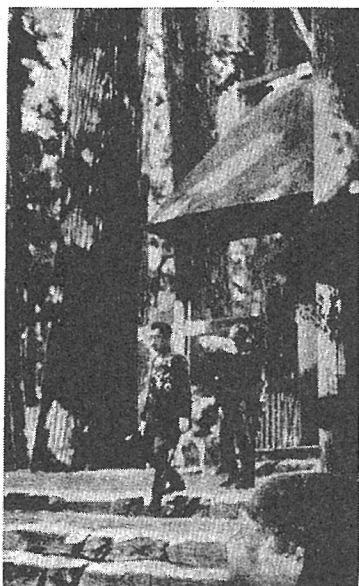


図6. 天皇全身像 (1)  
 (『朝日新聞』1942年12月14日)

また同書では一ヶ所のみであるものの、皇族の図像について論及が為されていることにも注目したい。川村は天皇と秩父宮が同時に写り込んだ図像を検討する際に「天皇の下半身が壇の下に控えた人の頭部に隠され、秩父宮は天皇から距離をとって、あたかも隨身もしくは属神として左隅に佇立して控えている」<sup>15)</sup>として、謂わば天皇制秩序の中で序列化され、天皇に準ずるものとしての皇族理解を示している。ここからは川村が皇族の図像について当該時期における天皇との差別化され

た表象を前提としていることが読み取れよう。

本稿では以上の川村の指摘する天皇画像の特徴とその類型を皇族画像に援用することによって、その枠組みの検証を行いたい。予め結論めいたことを述べておくならば、川村によって天皇とは差別化された表象を前提とされるはずの皇族画像にも川村の類型に該当する要素は多く含まれており、川村の類型には再考の余地が見いだされることとなろう。そしてその類型からの一致と逸脱を検討することによって皇族画像の特異性が見いだされるとともに、天皇画像の特質についてもより一層の精査が加えられることとなろう<sup>16)</sup>。

以下、第1章および第2章では予備的考察として、それぞれ当該時期の皇族の位置づけと『朝日新聞』における皇族関連記事の性格について概観した後、第3章において『朝日新聞』の皇族画像について川村によって類型化された天皇画像との比較検討を行う。



図7. 天皇全身像(2)  
〔朝日新聞〕1944年1月1日

## 1. 序列化される皇族—当該期皇族の位置づけをめぐる(予備的考察Ⅰ)

まず予備的考察の一つ目として当該期に〈現人神〉として神格化された天皇に対し、皇族がいかに位置づけられていたのかについて確認しておきたい<sup>17)</sup>。川村書で皇族は天皇とは差別化されて表象されるべき存在として位置付けられていたが、このことは同時代の認識としては妥当なのであろうか。

周知のとおりであるが、折口信夫は1928年に「大嘗祭の本義」において天皇を天皇らしめるものとして〈天皇霊〉の存在を挙げ、以下のように説明を行っている。

恐れ多い事であるが、昔は、天子様の御身体は、魂の容れ物である、と考へられて居た。天子様の御身体の事をすめみまのみことと申し上げて居た。(略) 此すめみまの命に、天皇霊が這入つて、そこで、天子様はえらい御方となられるのである。<sup>18)</sup> [下線部は引用者：以下同様]

天皇の神聖性の要件として歴代の天皇との一体性を主張する、折口の神格化のロジックは戦中期の国家の公的なテキストにおいても引き継がれており、1937年に発行され国体を巡る論争に終止符を打った文部省『国体の本義』にも以下のように踏襲されている。

かくて天皇は、皇祖皇宗の御心のまにへ我が国を統治し給ふ現御神であらせられる。この現御神（明神）或は現人神と申し奉るのは、所謂絶対神とか、全知全能の神とかいふが如き意味の神とは異なり、皇祖皇宗がその神裔であらせられる天皇に現れまし、天皇は皇祖皇宗と御一体であらせられ、永久に臣民・国土の生成発展の本源にましまし、限りなく尊く畏き御方であることを示すのである。帝国憲法第一条に「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、又第三条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、天皇のこの御本質を明らかにし奉つたものである。従つて天皇は、外国の君主と異なり、国家統治の必要上立てられた主権者でもなく、智力・徳望をもととして臣民より選び定められた君主でもあらせられぬ。<sup>19)</sup>

では、この戦中期を統御した論理的な枠組みの下で天皇の血族である皇族はどのように位置付けられる存在となるのであろうか。それについては前述の折口のテキストに見ることが出来る。

天皇魂は、唯一つである。此魂を持つて居られる御方の事を、日の神子（ミコ）といふ。そして、此日の神子（ミコ）となるべき御方の事を、日つぎのみこといふ。日つぎの皇子とは、皇太子と限定された方を申し上げる語ではない。天子様御一代には、日つぎのみこ様は幾人もお在りなされる。<sup>20)</sup>

即ち天皇霊の入った天皇（＝現人神）に対し、天皇の周辺はスペアでありつつも神として扱われない前提が示されるのである。いわば皇族は天皇の血族とは言えど、〈現人神〉天皇とは差別化され、神格化のロジックにおいて理念上看過されているということが出来る。

天皇と皇族の間の差別化については他の史料からも傍証することが可能である。まず史料として掲げたいのは原田熊雄述『西園寺公と政局』である。当該史料は当時元老として国政に深く関わっていた西園寺公望の秘書原田熊雄の記録であり、些かの虚飾はあるものの当時の政治史料として一級のものとされる。その1940年11月11日の記述を掲げる。

この日行われた皇紀2600年の奉祝会に関する言及がなされている<sup>21)</sup>。

ラヂオで高松宮の祝辞を伺ったが、非常に透徹したお声で、まことに見事であつた。で、一般の人を一番感銘させたことは「臣、宣仁」と読まれたことであつた。これはなかなか議論のあつた問題で、一般には皇族——殊にお直宮は、臣下でないと思つてゐるような俗念があるもんだから、公爵はいつもかういふことについて、「お直宮だらうがなんだらうが、要するに情においては兄弟でも、或は母子でも、天皇に対しては義において君臣の間柄である。その辺をはつきりさせなければならない。殊にお直宮あたりには、いかにして陛下に忠節を尽くすか、といふことについて、国民に対してはつきり範を示すだけの覚悟が無ければならない。」と、よく皇族さん方の心得について話してをられたが、たまたま一般民衆の前で、高松宮がみづから「臣」と仰せられたことは、非常にはつきりして大変よかつた<sup>22)</sup>

ここからは、西園寺という当時の政治的実力者やその周辺では天皇とその血縁者を当然の如く〈君一臣〉、言うなれば国民と同質の存在として皇族を捉えるべきとする考えがあつたことを確認することが出来る。いわば中央の言説と寄り添うような認識が政治の中核でもなされていたことが見て取れよう。同時にここからは「俗念」とされつつも当時の「一般の人」にとって皇族の中でも特に天皇と血縁の深い直宮とは、同時代において〈現人神〉とされていた天皇に非常に近く、「臣下」として認識されないこともあるほどの存在であつたということも同時に見て取れよう<sup>23)</sup>。

では、当該時期に皇族の行動を管理し、皇族表象の展開する場であるメディアへの規制を加えていた中央官庁はいかなる方針をとっていたのであろうか。以下、皇族の表象を巡る公文書を宮内庁書陵部所蔵史料から見てみたい。

1941年7月12日に陸軍省報道部長の馬淵逸雄から宮内省総務局長の大金益次郎宛てに発給された「宮殿下 侍従武官陸軍諸学校卒業式へ御差遣ノ件」<sup>24)</sup>では、「時局ニ鑑ミ軍ニ於テハ首題ノ件ニ関シテ新聞雑誌其他ノ刊行物ニ一切報道ヲ禁止シタルヲ以テ官報発表其他ニ付可然御配慮相煩度依頼ス」として当時天皇の代理として陸軍諸学校の卒業式に臨席していた皇族について、その出席に関する報道を差し控えるよう要請している。これに対し宮内省は「一、官報々告ヲ止メル 一、宮内省報掲載ヲ止メル 一、宮内記者会ノ発表ヲ止メル 一、宗秩寮、宮家、武官府ニ於ケル公表ヲ止メル 一、賞品下賜ノ宮内省報掲載ヲ止メル」とし、いわば皇族の喧伝を覆い隠すアクションをとっている。いわば〈現人神〉大元帥天皇と同等に表出しうる表象を禁じる行動を起こしているのである。



また同年12月11日に宮内次官から文部次官あてに発給された「宮27号」<sup>25)</sup>では「皇族殿下御旅行ノ際、汽車又ハ電車ニ御乗車ノ場合ノ御取扱方ニ関シ、自今左記ノ通御取計相成度候」として、以下の要請を行っている。

一、親王（正仁親王殿下ヲ除ク）・親王妃ノ御旅行ノ場合ニ於テモ御微行ノ場合ニ在リテハ、鉄道関係員ノ扈從ハ（王・王妃ノ御旅行ノ場合ニ於ケルト同様）必要最小限トスルコト（二、三名）

御微行ノ場合ハ官家ヨリ其ノ都度連絡ス

一、東京（大阪・京都モ之ニ準ズ）近郊ノ電車ニテ皇族御旅行ノ場合

（イ）特別ニ車兩ヲ連結スルニハ及ハス、一般車兩中一区画ヲ限り、臨時ニ衝立等ヲ設ケ御用ニ供シ、外ハ一般乗客ノ使用ニ供スルコト

（ロ）混雑時期ニ際シ特ニ御乗車ノ車輛ヲ連結スル必要アル場合ニ於テモ、其増結車輛ニ付キ前項ノ処置ヲ採ルコト

ここからは皇族の旅行に際して、皇族の扱いを簡素化し、天皇と皇太子及びその弟宮である常陸宮正仁親王と差別化を図ろうとする意図が読み取れよう。そして、その差別化を図られた皇族はいかなる立ち位置に置かれるかは1943年4月5日に宗秩寮総裁から宮内省官房主管に発給された通達「十四号」に明らかである<sup>26)</sup>。この文書では「地方長官会議ノ節、宮内大臣ヨリ各地方長官ニ左記事項ニ付協力御配慮相煩度」として、以下のことが要請されている。

皇族王公族ノ地方御旅行又ハ御在任等ノ場合ニ於テハ、左ノ如キ取扱態度ヲ以テ臨ミ、以テ御徳ノ愈々高カラム様留意セラレ度

一、御歓迎又ハ御接待宴等ハ時局柄可成差控ヘシムルコト

二、御行動ニ関スル報道ハ着実ヲ旨トシ長文ナル記事等ヲ避ケシムルコト

三、御用ノ物資ヲ御配給申上ゲル場合度ヲ過シタル御便宜ノ取扱ヲ為シ以テ府県内ノ統制機構ガ皇族王公族ノ為ニ紊サル、ガ如キコトナキ様留意ノコト

四、献上品ヲ差控フルコト

「時局柄」という表現からも読み取れるように、ここで想起されるべきこととしては当該時期に戦争の激化に伴って浸透した統制経済の存在がある。厳密な経済体制の下、皇族もまた臣下として組み込まれて然るべき存在として中央官庁に認識されているといえよ

う。

以上、中央における学説・政治権力者の言説・中央官庁の公文書からは、皇族が〈現人神〉大元帥天皇とは切り離された存在として位置付けられていることは明らかであろう<sup>27)</sup>。川村も触れていたように、当該時期の皇族は天皇の下、序列化されて表象されるべき存在だったのである。このことは第3章における検討の際に再度参照することとなる。

## 2. 代補する皇族—『朝日新聞』皇族関連記事の性格（予備的考察Ⅱ）

次に予備的考察の二つ目として確認しておきたいのは『朝日新聞』における皇族関連記事で皇族がどのように描かれていたかについてである。

「はじめに」において提示した方法に基づいてアジア・太平洋戦争期の高松宮及び三笠宮に関わる記事を検索し、実際に両宮を描いた記事を抽出すると計380件が該当した。それらの記事を個別に検討し、便宜的に以下の7種類に分類した。

- i 政治に関わるもの（内政・外交）
- ii 軍事に関わるもの
- iii 学芸振興に関わるもの
- iv 社会事業・福祉事業・産業振興に関わるもの（社会福祉・産業振興）
- v 宮中の存在としてのもの（〈家族〉像・儀礼）
- vi イベントに関わるもの
- vii その他

まず、「i 政治に関わるもの」は外遊等の外交や議会への臨席等内政の主体としての皇族が描かれるものである。先行研究でも指摘されているが<sup>28)</sup>、特に内政に関しては天皇に近い存在としての儀礼的な在り様と、アクチュアルに政治にコミットする姿とが見てとれる。やや機械的ではあるが、本稿では「内政」「外交」として分類する。

「ii 軍事に関わるもの」は軍人としての在り様であり、戦争という同時代の非常に強力な外延との関わりで皇族が描かれるものである。先行論でも指摘されているように職業軍人となることを皇室典範に義務付けられた男性皇族を分析するにあたっては不可避的にはらみこまれてくるものと言うことが出来よう<sup>29)</sup>。しかし、川村書等の先行研究で最高軍事的指導者としてスタティックに位置づけられる天皇の在り様を考えたときに、皇族表象には独特の文法が見られることも確認しておきたい。まさに単なる理念的指導者には留まらない皇族の在り様が見てとれるのである。

「iii学芸振興に関わるもの」は、学問・芸術・文化事業・スポーツに関わる存在として皇族が描かれるものである。本稿においてはその全てを便宜的に「学芸振興」として分類する。先行論では大正・昭和天皇のもつそのような機能について言及が為されているが<sup>30)</sup>、皇族に関しても学術への助成や学校や美術展、スポーツ大会への台臨、文化人との交流など広く学芸の振興に関わる表象を多く読みとることが出来る。

「iv社会事業・福祉事業・産業振興に関わるもの」は先行論でも指摘される社会事業や福祉事業への皇族の名誉職としての在り様や各産業の振興に関わる皇族を描くものである<sup>31)</sup>。しかし、その様相も一様ではない。ここでは特に「社会福祉」「産業振興」として分類する。

「v宮中の存在としてのもの」は、天皇を中心とする皇室という〈家族〉や、家族国家観とも通底するような〈イエとしての日本〉像に関わって皇族を描くものである。これは特に宮中儀礼や国家的儀礼において前景化するものであり、分類も「儀礼」「〈家族〉像」とした。

「viイベントに関わるもの」は、前掲の①～⑤のそれぞれに回路をもつような、民間や国家レベルの様々のイベントに参加する皇族の在り様を描くものである。特に新聞記事という史料の性格上「何かが生じた」痕跡としての記事が残るため、イベントに関わる記述は非常に厚い。これは特に古川の論と回路をもつものとなる<sup>32)</sup>。

そして「viiその他」は皇族の動静に関する報道や、皇族に関わる人びと／関わった人びとの行動が描かれるものである。

〈表1〉【朝日新聞】皇族関連記事の分布（茂木謙之介作成）

	内政	外交	軍事	学芸振興	産業振興	社会福祉	儀礼	〈家族〉像	イベント	その他	総件数
1941年	9	12	35	41	4	4	44	76	19	3	202
1942年	9	45	28	50	12	3	25	5	22	1	167
1943年	7	15	24	31	15	0	24	13	16	0	117
1944年	2	3	30	9	7	1	17	6	0	0	62
1945年	0	0	21	2	1	9	6	5	0	0	29

※ 1941年については、比較検討のため1年分を分類した。

以上のカテゴリから皇族関連記事を記事の分類したところ、〈表1〉の結果を得ることが出来た。この結果からは、以下の2点を確認することが出来る。

第1点としては、終戦の1945年の段階でも紙面に皇族の記事が掲載され続けることである。記事の絶対数は減じるものの、1944年におけるページ数の減少を考え併せるならば<sup>33)</sup>、一概に減じたとは評価できるものではないだろう。ここからは川村書の指摘するように、天皇が戦争末期において紙面に掲載されなくなったのとは対比的に皇族に関わる記

事は継続して掲載されるということが確認できよう。

第2点は「学芸振興」「産業振興」「社会福祉」の存在である。原武史は天皇の表象について、明治期に睦仁天皇が政治的・軍事的指導者としての様相を示していたとき、その息子である嘉仁皇太子は学術・産業の振興者として表象されており、大正期にも嘉仁天皇と裕仁皇太子にその図式は踏襲されたものの、裕仁皇太子が摂政となってからは天皇と皇太子の職能を併せ持つようになったことを指摘している<sup>34)</sup>。先行論において大正期まで皇太子が有していた学術と産業の振興者という職能が天皇に帰属し、一本化が図られたとされる当該期に、皇族関連記事において4割程度その分野の指導者的表象を確認できることは特筆に値しよう。いわば原の指摘を逸脱するような形で近代天皇制下の皇族表象は展開されていたのである。

以上を小括するに、戦争の深化によって報道がなされなくなった天皇の代理として、また天皇の職能を補う形で皇族は当該期に表象されていたということが指摘できよう。本節で提示した分類は以下、次章の分析において図像との関連で論究する。

### 3. 『朝日新聞』皇族図像の検討

ここから第1章および第2章の予備的考察を踏まえて、具体的な皇族図像の検討に入りたい。

第2章で既に述べたように当該期の高松宮、三笠宮に関する総記事は380件であったが、そのうち図像を含む記事は64件確認された。以下、「はじめに」において確認した川村の天皇図像の4つの類型と比較し、その一致と逸脱から検討を試みる。

#### 3-1. 川村書の類型との比較

まず、川村の類型を援用する形で皇族図像のパターンを考察する。第1章で確認したように、当該期の中央の言説において皇族は天皇とは切り離された存在として見做されており、天皇とは差別化された表象が前提とされていた。当該時期の情報局・軍部によるメディアの統制から考えれば、天皇図像の特徴をそのまま皇族に適用するとは考えにくく、そのような皇族図像の検証をおこなうことで川村の類型の頑強性の確認と共に、当該時期の天皇図像の特徴を改めて明らかにすることが可能となろう。

はじめに川村が第1パターンとした、①「姿の隠れた不可視の天皇像」〈図1〉〈図2〉と対応する皇族図像について検討を行う。当該期の皇族図像のうち、この類型に当てはまるものとしては1942年9月1日朝刊の「光栄に感激・喜びを児童らにわかす伊藤傳校長」とキャプションのある〈図8〉を挙げることが出来る。この記事は横浜の水上学校に高松

宮が「御微行」即ち非公式的に訪れたことを報道するものであり、皇族の来訪を事後的に報じるものとなっている。主に記事本文では高松宮の来訪についての校長の「感激の涙を湛へつゝ」展開される語りが描かれ、図像ではその校長の背なる黒板に高松宮と同妃の名前が浮かび上がり、その場を離れてなお光栄を残存させる皇族像を表現するものとして評価可能であろう。

いわば①「不可視の皇族像」とでも表現すべき図像であるが、当該期でこれに該当するのは〈図8〉の他2点のみであり、〈図8〉を「皇族図像」と見做さないという解釈の可能性までも考慮すれば、隠匿されて神聖性を表現する皇族の図像は殆どないとい



図8. 不可視の皇族像  
 (『朝日新聞』1942年9月1日)

って良いだろう。即ち川村の類型のうち天皇に特徴的とされた①「姿の隠れた不可視の天皇像」という類型は概ね天皇にのみ適用されるものとして評価することが可能であろう。

続いて川村の第2パターン、②「下半身を写さない上半身だけの天皇像」〈図3〉〈図4〉に対応する図像について検討を試みる。これに該当する図像としては高松宮が千葉県の内原の訓練所を訪れ、分列式を親閲したことを報じた1942年1月11日夕刊の「御親閲遊ばされる高松宮殿下」〈図9〉、三笠宮が貴族院で議事を傍聴した1942年1月22日の「三笠宮殿下貴院御成り 長し・御熱心に御傾聴」〈図10〉などを挙げる事が出来る。前者は茨城県内原の満蒙開拓青少年義勇軍訓練所を訪



図9. 上半身のみ皇族像(1)  
 (『朝日新聞』1942年1月11日)

れ、所謂満蒙開拓のために養成された青少年の体操や行進を観察する産業の振興者としての高松宮の姿を、後者は貴族院の議事を皇族席から観察し、「大東亞戦争下深き御関心の程が偲ばれ」る内政にコミットする三笠宮の姿が描かれている。この②「上半身のみ皇族像」とでもいうべき図像パターンは当該時期内で32件と、皇族図像記事の半分を

占めるほど多い画像パターンとなっている。川村書との比較を考えたとき、ここで特に注目しておきたいこととしては、この②「上半身のみの皇族像」がみなローアングルで撮影されていることである。予め確認したように川村はローアングルについて「偉大さや壮大さを誇張して表現する」ものとし、天皇画像の特徴と



図10. 上半身のみの皇族像(2)  
〔朝日新聞東京本社版〕1942年1月22日

として挙げている。しかし、当該期の皇族画像の半分を占めるローアングルの上半身像の存在は川村の枠組みを逸脱するものとして評価することが出来るのではないだろうか。第1章で確認したように当時の中央の言説では天皇と皇族の差別化が図られており、その影響を中央メディアが受けていなかったとは考えにくいことを考え併せれば、少なくともこの上半身の画像パターンを天皇にのみ特権的なものとして論ずることは困難であろう。

次に、川村の第3パターンとして挙げられている③「地上に足を着けていない馬上の

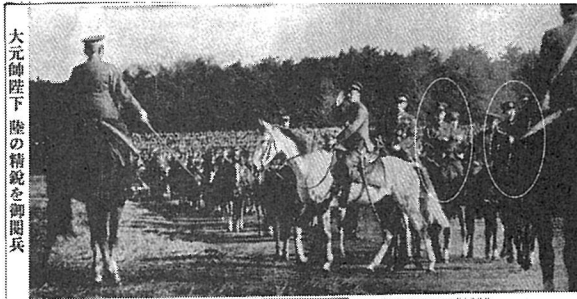


図11. 馬上の皇族像〔朝日新聞〕1943年1月9日

天皇の全身像」〈図5〉に対応する馬に乗った皇族の画像を検討したい。この画像パターンに類似する③「馬上の皇族像」としては1943年1月9日夕刊の「大元帥陛下 陸の精鋭を御閲兵」〈図11〉を挙げ

ることが出来る。画面手前で白馬に跨り、挙手の礼をしているのが昭和天皇であり、その奥に白線内の馬上の軍人が高松宮および三笠宮である。一見して明らかであるように、この画像は川村の指摘する「地上に足を着けていない馬上の天皇」が大元帥として軍事を指導する姿を写し、その附属的な存在として皇族を後景に配置し表象しているものである。白馬の天皇が画面の中で浮き上がるように表現されているのに対し、皇族は他の馬上の軍人たちと共に天皇の背景となって埋没している。いわば川村が述べているように、天皇制秩序の中で序列化され、天皇に準ずるものとしての皇族が表象されているといえよう<sup>35)</sup>。このような馬上の皇族像は他にも1943年4月30日朝刊の「大元帥陛下陸の精鋭御閲兵

代々木原頭・天長節観兵式に親臨」の1件を確認することが出来るが、これも閲兵する天皇の騎馬像の背景に序列化されて提示されるものであり、皇族が一人で、もしくは中心となって写される図像は当該期においては確認されなかった。ここからは川村の提示した第3パターン、③「地上に足を着けていない馬上の天皇の全身像」は天皇に特権的な図像であると結論付けることが可能であろう。



図12. 地上に足を着けた皇族像(1)  
 (『朝日新聞東京本社版』1942年7月6日)

本節の最後に検討したいのは、川村の提示した第4パターン、④「地上に足を着けて歩く、あるいは立つ天皇の全身像」(図6) (図7) に類似する④' 「地上に足を着けた皇族像」とでもいうべき図像パターンである。このパターンの例としては1942年7月6日朝刊の「銃剣道訓練大会に御成りの三笠宮殿下」(図12) や1942年9月11日朝刊の「高松宮両殿下御成り」(図13) などを挙げる事が出来る。前者は学生と在郷軍人による支那事変記念銃剣道訓練大会に台臨し、その訓練の光景を観察した三笠宮を報



図13. 地上に足を着けた皇族像(2)  
 (『朝日新聞東京本社版』1942年9月11日)

じる記事であり、後者は上野の東京皇室博物館の満洲国国宝展への高松宮来訪を報じる記事である。前者は軍事色の強いものであるものの、共にある種の学芸の振興者としての皇族像を示すものであり、「『宋と明の作品の違いはどこで解るか』(略)など終始専門的な御質問を遊ばされ博物館関係者も殿下の深き御造詣にたゞ〜感嘆申し上げるばかりであつた」とあるように、直に人びとに声を発する存在として描かれていることが天皇図像と比して特徴的と言えよう。ここで注目したのは、この④' 「地上に足を着けた皇族像」が川村の挙げた、余白を大きくとり、

周囲を背景として、ローアングルで撮影するという天皇図像の特徴を充たしているということである。これらの図像が川村のいうような「皇恩」をあまねく臣民に施している図像」と言えるかは解釈の分かれるところであるやもしれないが、川村の第4パターンとの要素的一致は明らかであろう。④「地上に足を着けた皇族像」に当てはまる図像は計21件と、当該期皇族図像の約3分の1を占める者となっており、ここからも川村の第4パターンも第2パターンと同じく天皇図像にのみ適用できる特権的な類型ということは難しいということが出来よう。

しかし、この地上に足を着けたパターンの皇族図像には様々のバリエ



図14. 地上に足を着けた皇族像(3)  
〔朝日新聞東京本社版〕1942年5月27日



図15. 地上に足を着けた皇族像(4)  
〔朝日新聞東京本社版〕1942年7月22日

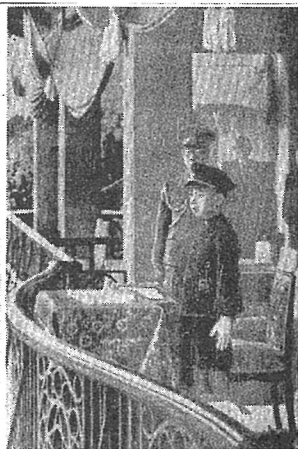


図16. 地上に足を着けた皇族像(5)  
〔朝日新聞東京本社版〕1942年10月31日

皇太子殿下  
明治神宮競技場へ行啓

ーションが存在したことも明記しておかねばなるまい。例えば1942年5月27日夕刊の「コレヒドール島御視察の高松宮殿下」〈図14〉では、人びとからわずかばかり距離をとっているものの、ハイアングルから撮影され、同じ海軍軍装の周囲の人びとに埋没してしまいそうな高松宮の図像が提示されており、また1942年7月22日朝刊の「大元帥陛下・落下傘兵器を天覧」〈図15〉や1942年10月31日朝刊の「皇太子殿下明治神宮競技場へ行啓」〈図16〉ではそれぞれ天皇と皇太子の姿を中心としてそこに序列化される三笠宮を写している。前掲の〈図13〉では



平服姿での写真も掲載されており、これらの様々のバリエーションの存在が後述の皇族画像の特異性とも連関してくるといえよう。

以上、本節の分析からは川村書の提示する天皇画像に関する枠組みを、当該時期に天皇とは差別化されていた皇族画像に援用することで再評価し、天皇の画像の特権性について改めて明確化することが出来た。

川村の提示する①「姿の隠れた不可視の天皇像」と③「地上に足を着けていない馬上の天皇の全身像」に関しては、皇族画像に適合するものは少なく、後者については明らかに同一画像内で天皇との序列化が図られてきたことを確認することが出来、これら2つのパターンは天皇に特権的な画像パターンとして再確認することが出来た。その一方で、②「下半身を写さない上半身だけの天皇像」と④「地上に足を着けて歩く、あるいは立つ天皇の全身像」については皇族についても同様の類型が見出された。改めて述べるまでもないが、第1章で確認したように当該時期の皇族と天皇の差別化という文脈を押さえたとき、川村の述べる②及び④の画像のパターンは天皇画像の神聖性を表象するものとして一元的に回収できないものと指摘することができよう。

### 3-2. 皇族画像の特異性

続いて川村が提示したような天皇の画像のパターンに括りこまれない皇族画像の特質とは何であるのか、やや各論的になるが検討を試みたい。本項では皇族画像の類型化よりも、そこにいかなる要素が描きこまれているのかという点を明らかにすることを目指す。

まず検討を試みたいのは皇族の服装に関してである。川村や原が指摘するように、当該期の天皇の画像はすべて軍服を着用したものであり、いわば軍事的指導者としての様相が繰り返されている<sup>36)</sup>。それに対し、先ほど触れた〈図17〉の高松宮の画像が平服であることは特筆に値しよう。ここからは皇族には服装についてある程度の自由裁量の可能性が残されていたことが推測できる<sup>37)</sup>。

この、服装における自由裁量の可能性という点に関しては興味深い例を2点ほど挙げることが出来る。一つは1942年2月9日朝刊の「林業御視察の高松宮様」〈図17〉であり、もう一つは1942年8月30日朝刊の「坑内着御姿に拝す三笠宮殿下」〈図18〉である。



図17. 〈自由〉な服装の皇族像(1)  
 (『朝日新聞東京本社版』1942年2月9日)

前者は神宮スキー大会の台覧で青森県大鰐町を訪れた高松宮がスキー姿で国有林の作業場を訪問したことを報じるものであり、後者は三池炭鉱の視察に訪れた坑内着姿の三笠宮を報じるものであるが、共に「戦時下の」という限定は入るものの、産業振興に関わる訪問に際して特殊な服装をしていることが読み取れよう。言うなれば両記事ではその現場に即応するような、最もふさわしい服装をした皇族の姿が描かれており、現場に近い場所でアクチュアルに産業振興



図18.〈自由〉な服装の皇族像(2)  
〔朝日新聞東京本社版〕1942年8月30日

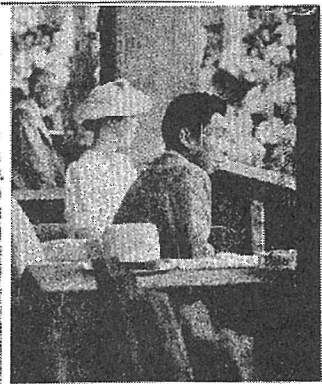


図19.〈近代的〉夫婦像としての皇族像  
〔朝日新聞〕1943年8月22日

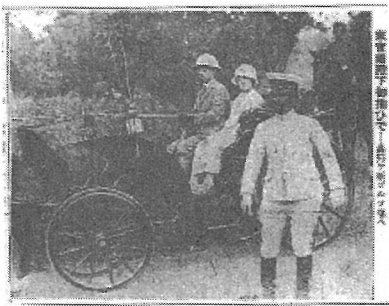


図20.モダンな新婚夫婦としての裕仁皇太子・同妃像  
〔東京日日新聞〕1924年8月9日

にかかわる存在としての皇族を表象していると言うことが出来よう。

次に注目したいのは皇族と皇族妃の夫婦で写された図像の存在である。天皇と皇后が並ぶ図像〈図2〉では両者の間に広く距離をおく構図がとられているが、皇族と皇族妃の場合、1943年8月22日夕刊の「高松宮両殿下神宮水泳場に台臨」〈図19〉のような平服を着用し、夫婦が非常に近い距離で坐っているのを撮影された図像を見ることが出来る。川村書でも天皇・皇后の図像については論及されているが、そこで「モダンな新婚夫婦らしく演出されていた」<sup>38)</sup>とする裕仁皇太子と皇太子妃の図像〈図20〉と戦中期における皇族・皇族妃の図像の類似は明らかであろう。いわば天皇と皇后の図像の持つ、ある種理念的な夫婦像とは別の、いわば「近代的な夫婦像」を、この図像からは読み取ることが可能ではなか

ろうか。すると昭和初期には確認される、近代的家族像の縮図としての天皇家の表象が非在となる戦中期においてそれを代補するような形で皇族・皇族妃は表象されていたと言えようが、これについては対象とする時代をより広く取っての論証が要請されるため、また稿を改めて考えたい。

続いて皇族図像の特質として、皇族の表情についても述べておきたい。〈図3〉〈図7〉〈図16〉などの図像から明快であるように当該期の天皇・皇后・皇太子の表情は無表情ないしは何

らかの感情の読み取りがたいものとなっており、いわば固定した表情が提示され続けているということが指摘できよう。それに反して皇族の図像では決してそれに留まらない表情を見ることが出来る。一例として、1943年9月25日朝刊の「畏し小科学者に御下間・高松宮同妃両殿下発明展に御成り」〈図21〉を挙げる事が出来る。ここでは東京日本橋三越本店で行われた「第三回全日本少国民発明工夫展覧会」を訪れ発明者の〈小国民〉に「有難き御下間を賜ひ」、「畏き御激励の御言葉」を与える高松宮が、口を開いた笑顔で写されている。いわば固定した表現にとどまらない皇族の表情が提示されているわけだが、ここで着目したいのは高松宮が訪れていると報道される場所である。子どもの発明品を台覧し、発明者である子どもと語り、微笑む高松宮は共にその場を訪れる喜久子妃と相俟ってある種の慈父・慈母の表象を被せられていると解釈することは可能ではないだろうか。より



畏し小科学者に御下間  
り成御に展明發下殿兩妃同宮松高

図21. 笑顔の皇族像  
〔朝日新聞〕1943年9月25日

アクチュアルに人々と関わる皇族がゆえのリアルさの表象をこの豊かな表情表現から読み取ることが出来る。

最後に、アクチュアルな存在としての皇族について更に一例を挙げて述べておきたい。ここで挙げたいのは戦争も末期となった1945年7月10日朝刊の「戦災者移動相談所御視察の高松総裁宮、同妃両殿下」〈図22〉である。ここでは喜久子妃と共に戦



図22. 焼け跡で人々に囲まれる皇族像  
〔朝日新聞〕1945年7月10日

災者の移動相談の視察を行う高松宮の姿が掲載されている。画面の前面に配置された高松宮は人びとと非常に近い距離で視察を行っており、国民服という服装も相俟って後景の人びとの差別化が十分ではない。言うなれば被災した人びとのいる現場でより詳細な事務手続きと関わる姿が表象されているのである。これは同年3月19日の朝刊に掲載された東京大空襲後の

御徒歩にて焦土を踏む船中へ給ふ皇太子皇太后御姿



図 23. 焼け跡を周囲と隔絶して歩く天皇像  
〔朝日新聞〕1945年3月19日

の焦土を歩く昭和天皇の姿〈図 23〉において被災した人びとが一切写りこまない状況と一線を画すものであるということが出来よう。

以上の本節の分析からは皇族図像における、天皇図像が持たない多様性についてその一端を明らかにすることが出来たと言えよう。皇族の服装における自由裁量の可能性や「近代的」夫婦像、自由な表情といったものは、天皇と比して国民生活へより深く関わっていることの表象であり、それらはある種天皇・皇太子とは切り離された皇族という特殊な存在が故のものと言えよう。しかし、その表象は端的に「庶民的な皇族像」とでもいうべきものに収斂するのではなく、第2章で示したように学芸振興・産業振興・社会福祉の指導者として、天皇の機能をアクチュアルに代補・分掌するという皇族の様相を示すものだったのである。

## まとめ

以上、アジア・太平洋戦争期の『朝日新聞』における皇族図像の検討を通して、皇族図像の特異性と共に川村書における天皇図像の類型について検討を行ってきた。

川村書の類型との比較検討からは川村の指摘する天皇図像の類型について、皇族図像に同様の類型が少ない①「姿の隠れた不可視の天皇像」と③「地上に足を着けていない馬上の天皇の全身像」の持つ特権性を再確認すると共に②「下半身を写さない上半身だけの天皇像」と④「地上に足を着けて歩く、あるいは立つ天皇の全身像」の特権性について、皇族図像との類似から再検討の余地を見出すことが出来た。

また天皇図像との対比から皇族図像の特質としては服装の自由裁量可能性、近代的夫婦像の提示、固定しない表情の表現が挙げられ、それらの要素からは天皇よりもアクチュア

ルな存在として国民生活に関わる皇族表象の様相を指摘することが出来た。

川村は『聖戦のイコノグラフィ』を刊行後、同書で分析が試みられた東条英機の表象について、天皇と類似しつつも平服表現等で天皇と国民の表象を繋ぐものであったことを指摘している<sup>39)</sup>。本稿はその解釈を否定するものではないが、東条と非常に類似した表現で天皇と国民の媒介を行う皇族表象の様相を考えたとき、いわば東条を巡る表象とは別のレベルで天皇と国民の関係を構築するものとして、皇族表象にはより一層の考察の余地があると言うことが出来よう。

本稿ではアジア・太平洋戦争期の皇族図像を検討するにとどまったが、近代天皇制の問題と関わらせたとき戦前・戦後における表象分析が必要なのは言うまでもない。今後の課題としたい。

## 注

- 1) 天皇神格化の主体・場としての軍隊の存在を指摘した鈴木正幸の「軍部の台頭と天皇神格化」(鈴木正幸編『近代日本の軌跡—近代の天皇』、吉川弘文館、1993年)や大日本帝国憲法の解釈から天皇の〈現人神〉の問題を分析した八木公生『天皇と日本の近代(上) 憲法と現人神』(講談社現代新書、2001年)を挙げることが出来る。
- 2) 「現人神」がアジア・太平洋戦争期の産物であり、戦後の時代状況の中でイメージの歪曲を被ったと分析した新田均『「現人神」「国家神道」という幻想：近代日本を歪めた俗説を糾す。』(PHP研究所、2003年)、戦時中の天皇、兵士、戦死者の図像を分析し、〈現人神〉としての天皇の身体に言及した川村前掲書、国家神道を近代日本の精神的な柱として指摘しアジア・太平洋戦争期における天皇神格化に言及した島蘭進『国家神道と日本人』(岩波新書、2010年)などが挙げられる。
- 3) 山田朗「近現代天皇制・天皇研究の方法試論—〈大元帥〉と〈立憲君主〉の二項対立克服の為に—」(『人民の歴史学』No.165、2005年)を参照。
- 4) 所謂〈視覚的支配〉の先行論としては主に明治天皇の図像の分析を行い、近代的元首像の形成過程を論じた多木浩二『天皇の肖像』(岩波新書、1988年)、明治初年から近代国家建設における行幸啓から国民国家の形成を論じたT.フジタニ『天皇のページェント [近代日本の歴史的民俗誌から]』(米山リサ訳、日本放送協会、1994年)、行幸啓の検討から、人びとに支配を内面化させ、権力が可視化してゆく課程を論じた原武史『可視化された帝国 近代日本の行幸啓』(みすず書房、2001年)、戦争期の天皇絵画を分析した北原恵「消えた三枚の絵画」(『岩波講座 アジア・太平洋戦争 2 戦争の政治

学』岩波書店、2005年）、戦時期の天皇図像の検討を行った小山亮「戦時期における昭和天皇の視覚的支配—グラフジャーナリズムからみる国民動員」（山田朗編『戦争Ⅱ 近代戦争の兵器と思想動員』青木書店、2006年）などを挙げるができる。

- 5) この視角に基づく論者の成果については拙稿「〈聖なる皇族〉研究序説—昭和戦前・戦中期宮城県〈御成〉の報道を事例に一」（『東北宗教学』第5号、2009年）、同「地域社会の皇族表象—昭和十年代・青森県を事例に一」（『東北文化研究室紀要』第52集、2010年a）、同「雑誌メディアに於ける皇族表象—十五年戦争期『家の光』を事例に一」（『論集』第37集、2010年b）を参照。また、皇族研究については、イベントに際し、駆り出される皇室関係者と地域社会における利益誘導の問題を指摘した古川隆久『皇紀・万博・オリンピック 皇室ブランドと経済発展』（中公新書、1998年）、昭和初期における皇族の政治的・軍事的役割を指摘すると共に、昭和天皇の弟宮＝直宮の発言力の向上を指摘した後藤致人『昭和天皇と近現代日本』（吉川弘文館、2003年）、そして総合的な皇族研究であり、天皇のスペアとしての皇族の役割・政治的立場・軍人としての行動を指摘した小田部雄次の『皇族』（中公新書、2009年）、同『昭和天皇と弟宮』（角川選書、2011年）などを挙げるができるが、それぞれ政治史のもしくは軍事史的考察にとどまり、皇族表象については、皇族妃の写真に於ける服装の変化を分析した青木淳子「肖像写真における皇族妃の装い—梨本宮伊都子妃と朝香宮允子妃—」（『東横学園女子短期大学女性文化研究所紀要』（12）、2003年）などに見られるように女性皇族の分析はなされているものの、男性皇族に関しては未だ十分に考察が為されておらず、文化史的なアプローチによる皇族図像の検討が求められていると言えよう。
- 6) 当該時期の『朝日新聞』は年間120～140万部を発行しており、名実ともに当該時期の最有力メディアの一つであった。当該時期のページ数は紙面統制に伴い、1941年10月の朝刊4ページ・夕刊2ページから1944年3月には朝刊4ページ・夕刊廃刊、同年11月には朝刊2ページとなっていた。
- 7) 大正天皇第三皇子（1905 - 87）、幼名は光宮（てるのみや）、当該時期に海軍中佐から大佐に進級。
- 8) 大正天皇第四皇子（1915 - ）、幼名は澄宮（すみのみや）。当該時期に陸軍騎兵大尉から同少佐に進級。
- 9) 後藤前掲書、小田部前掲書、参照。
- 10) 直宮とは一般に天皇の直系親族を指すが、本稿では同時代の用法に従い、直系親族のうち皇太子と内親王を除いた人々を指すものとする。
- 11) 竹田宮恒久王第一王子（1909 - 1992）。

- 12) <http://database.asahi.com/library2/> (2011年12月10日参照)
- 13) 原前掲書においても昭和天皇の服装について同様の指摘がなされている。
- 14) 川村前掲書、36頁。
- 15) 川村前掲書、41頁。
- 16) ただし、本稿のねらいが個別の事象の検討によって、川村が提示した天皇図像というテキストについての解釈可能性を否定しようとするところにあるわけではないことは強調しておきたい。本稿が目指すのはあくまでも川村の提示した枠組みに皇族という新たな項を加えてその頑強性を検証し、テキストの精読を試みることによって誤読を排しつつ解釈における可能性の中心を探る試みなのである。
- 17) この問題について詳細に関しては前掲拙稿「〈聖なる皇族〉研究序説」、「地域社会の皇族表象」、「雑誌メディアに於ける皇族表象」を参照のこと。
  - 18) 折口信夫「大嘗祭の本義」[1928年] (『折口信夫全集』第20巻、中央公論社、1966年) 193頁。
- 19) 文部省『国体の本義』(1937年) 23-24頁。
- 20) 折口前掲書、195頁。
- 21) このイベントが国民国家の編成において如何に重要であったかに関しては古川前掲書を参照のこと。
- 22) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第8巻(岩波書店、1978年) 393-394頁。
- 23) 皇族を〈現人神〉天皇と重ねあわされる表象が中央の言説とは別の次元で展開していたことについては、前掲拙稿「〈聖なる皇族〉研究序説」、「地域社会の皇族表象」、「雑誌メディアに於ける皇族表象」を参照のこと。中央の言説によって否定されている皇族の神格としての様相は地方において展開しており、いわば天皇神格化・天皇崇敬のメカニズムは地方における皇族表象という媒介項のもとに強固に成り立っていたのである。
- 24) 宮内庁書陵部所蔵史料『皇族雑録 昭和十五年十六年』(登録第8395号)
- 25) 宮内庁書陵部所蔵史料『皇族雑録 昭和十五年十六年』(登録第8395号)
- 26) 宮内庁書陵部所蔵史料『皇族雑録 昭和十七年十八年』[登録第8426号]
- 27) 公文書の検討にあたっては検討時期を戦前・戦後に広く取っての分析が求められる。これについてはまた稿を改めて検討を試みたい。
- 28) 後藤前掲書、小田部前掲『皇族』、参照。
- 29) 小田部前掲『皇族』、参照。
- 30) 原前掲書、参照。

- 31) 後藤前掲書および明治期の皇族の創設と関わって、皇族を権威的集団として編成する過程を検討した高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程」（同志社大学人文科学研究所『社会科学』1981年）を参照。
- 32) 古川前掲書、参照。
- 33) 脚注6)を参照。
- 34) 原前掲書、参照。
- 35) 川村前掲書、41頁。
- 36) 原前掲書、川村前掲書、参照。
- 37) 皇族の服装に関して、中央メディアにおいては戦争の終末期まで平服の表象を確認することが出来るが、一方で地方紙においては殆ど軍服姿での報道しかなされていないことには注意を要する。今後より精緻な分析を必要としよう。
- 38) 川村前掲書、58頁。
- 39) 川村邦光「自著を語る『聖戦のイコノグラフィ』を振り返る」『東北宗教学』Vol.4、2008年。